

鳥海山麓に伝承される修験系芸能（番楽）の考察 —秋田県小滝番楽・横岡番楽と山形県杉沢比山の比較検討—

菊地 和博

本稿では、鳥海山北麓に伝承される秋田県にかほ市の鳥海山小滝番楽および横岡番楽と、南麓に伝承される山形県飽海郡遊佐町の杉沢比山の番楽3団体を考察の対象とした。これらの団体の比較・検討を通して、これまでの見解に対して再検討のための2つの観点から問題提起し、その論点をもとにさらなる議論を深めることを意図した。

第1の観点は、番楽において演じられた演目およびその名称を比較検討することである。このことを通して、鳥海山を挟んだ南北山麓の番楽には類似性・近似性があるとの見方に対して、必ずしもそうではない現状・実態があることを明らかにした。ここでは異なる演目が多いことや演目名に明らかな違いがあることなど、むしろ相違点が少なくないのは何故なのか、という論点から議論を深めていく必要があることを述べた。

第2の観点は、修験者と獅子舞の深い歴史的関係を踏まえながら、修験集落において、獅子舞が番楽の中で演じられるものと番楽の外で演じられるもの（番楽の中に獅子舞をもたない）の2つの現状・実態をどう考えるかということである。近くの鳥海町の本海番楽では獅子舞は必ず舞われるが、鳥海山小滝番楽は演目の中では獅子舞を舞わない。杉沢比山も同じく獅子舞を舞わない。しかし、小滝や杉沢の集落では御宝頭の舞や御頭舞・十二段の舞という獅子舞が存在し、正月などを中心に集落を広範囲に巡幸している。鳥海山小滝番楽には以前は獅子舞があったが、御宝頭の舞にいつしか吸収されたという見方がある。しかし、当初から獅子舞はなかったと考えて検討してみる必要もある。

論点となるのは、修験者にとっては神が垂迹する獅子頭、それをもって演じる獅子舞の存在が重要なのであって、小滝や杉沢のような修験集落においてはそれが番楽の外で演じられれば、番楽の中で演じられなくても構わないと考えたかも知れないということである。そのような見方が可能なのではないかということを示した。

はじめに

鳥海山北麓の秋田県側と南麓の山形県側には、鳥海山の修験者が関わったとされる番楽という民俗芸能が分布している。北麓には、秋田県にかほ市の鳥海山小滝番楽・横岡番楽などが伝承されている。南麓には、山形県飽海郡遊佐町の杉沢比山という番

楽などが伝承されている。これらの番楽は鳥海山を挟んで比較的近距离にあり、西方には日本海をのぞむ位置にある。中世以降修験者の積極的な活動が展開された環境エリアを共有し、文化も伝播しやすい土壌があったと考えられる。当然ながら類似性や近似性が指摘されている。しかし詳細にみていけば、いくつかの相違点も見出される。本稿ではこれらのことについて、演目の比較と獅子舞の有無という2つの観点に絞って比較検討し、今後の議論を深めるための論点を提示したものである。

1. 研究経緯と本論の意図するところ

いま秋田県にかほ市の鳥海山小滝番楽・横岡番楽と山形県飽海郡遊佐町の杉沢比山において、相違点がみられることを述べた。このことに関して、これまでの研究経緯や見解について確認し、本論の意図するところを示したい。

秋田県由利本荘市の旧矢島町・旧鳥海町の鳥海山北麓一帯には、本海という修験者が伝えたとされる本海番楽が多数分布している。鳥海山小滝番楽・横岡番楽や杉沢比山は本海番楽とは距離的に離れているが、これまでの研究では、同じ番楽として同根・同系統であろうという見方がなされてきた。

例えば、『雄波郷』では、秋田県の鳥海山小滝番楽は、本海番楽から伝授されたルートの中のいずれにも属していないが、山形県遊佐町の杉沢比山とは同系列であるとされていることに触れて、本海番楽・鳥海山小滝番楽・杉沢比山の三者の関係性について、「軽卒な判断であるかもしれないが本海番楽と杉沢比山舞あるいは鳥海山小滝番楽の三者が今日では異なる番楽であるとされても、元は鳥海修験を主軸とした山岳信仰によりもたらされたものであり、一体として考えてもよいのではないだろうか」と記している^(注1)。

また、他の資料には鳥海山小滝番楽について、「近郷の山形県遊佐町の杉沢比山と共通する演目が多い。このことから鳥海山麓に分布する秋田・山形両県の接点に位置する民俗芸能の一つとして位置づけられている」としている^(注2)。

『象潟町史』では、「隣接する遊佐町の杉沢比山では、比山の語源ははっきりしないものの、舞態は女鹿の比山舞と象潟横岡の日立舞とは、内容がほぼ一致している」と記している^(注3)。「女鹿の比山舞」とは、山形県遊佐町にある「女鹿比山」番楽のことである。「象潟横岡の日立舞」とは横岡番楽をさし、別名「鳥海山日立舞」とも称されている。女鹿比山は現在中断中であり、このたびは直接的な考察の対象としない。

以上のような見方に対して、本稿では演目比較の観点から、鳥海山小滝番楽・横岡番楽と杉沢比山を考察し、同根・同系統の見方も含めて今後さらなる議論が必要であることを提起したい。

のちに詳述するように、鳥海山小滝番楽や杉沢比山は中世以来の修験集落に伝承されてきたと考えられるが、そこには御宝頭の舞や御頭舞・十二段の舞といわれる獅子舞も活動してきた。正月などに集落を巡行して回り、祭礼の際は他の芸能とともに舞台上で獅子神楽として舞うこともある。これらは、番楽の中で舞われる獅子舞とは別個に存在していることが特徴である。

『象潟の文化』「鳥海山小滝番楽考」、および『鳥海山伝承芸能の祭典』「謎の獅子

舞『御宝頭の舞』を探る」では、本来あった鳥海山小滝番楽の中の獅子舞は、この御宝頭の舞・十二段の舞の獅子舞に吸収されていき、現在はなくなっているという見解が述べられている。本来は獅子舞があったとする根拠として、龍山寺の末裔で前金峰神社宮司の遠藤蔵之助氏が所蔵する嘉永7年（1854）の文書『獅子舞』（表紙題名）が存在し、よって番楽においても獅子舞が演じられ、番楽名も「獅子舞」と呼ばれたとしている。しかし、修験が奉ずる御宝頭の舞の獅子舞がもつ宗教力の強さに吸引されて、番楽のほうの獅子舞は消滅していったというのである^(注4)。このことに関しては「考察」で再び述べてみたい。

じつは杉沢比山も獅子舞を演じない。一方で小滝と同じように集落には御頭舞・十二段の舞という獅子舞がある。はたして、杉沢比山も小滝番楽と同じように、かつてあった獅子舞が、この御頭舞・十二段の舞に吸収され消滅した経過があるのだろうか。他方、本海番楽における獅子舞は、それなくしては成り立たないほど重要な位置を占めている。番楽の内と外にある獅子舞の関係をどう考えるかが論点の一つである。

2. 秋田県の本海番楽と矢島修験

本論を進めるにあたり、まず各番楽のある集落の状況や番楽の沿革・由来、そして現況等を詳細にわたり把握することから始めたい。

最初に、秋田県側の鳥海山麓一帯に広がる本海番楽からみていこう。以下は高山茂の尽力によってまとめられた『本海番楽－鳥海山麓の伝わる修験の舞－』によるところが大きい^(注5)。

本海番楽とは、京都醍醐寺三宝院末の修験と伝えられる本海行人に由来する名称であり、本海が伝授したとされる番楽の系譜にあたる団体（講中）の総称である。本海行人は、江戸時代初期の寛永年間頃に鳥海町（現由利本庄市）の村々に番楽を伝授して、最後に矢島町（現由利本庄市）に来て荒沢で亡くなった。そのような伝えが本海番楽の分布する鳥海山北麓に残されている。

鳥海山の北麓にあたる矢島（現由利本庄市）には、福王寺を学頭とし元弘寺を触頭とする矢島修験（当山派修験）が活動を展開していた。「矢島郷別当復飾之控」には「天明元年間矢島郷寺院控」が残り、これに天明元年（1781）の矢島郷の修験と各宗の寺院が書き上げられており、福王寺を学頭とする衆徒18坊が存在していたことがわかる^(注6)。これら18坊について、江戸時代に残された6つの記録を見比べるとその数に変化があるが、これらの修験居住地は、現在の由利本庄市矢島町地区から鳥海町地区にも及ぶ広範囲に点在していたことがわかる^(注7)。

修験者・行人の鳥海山の登拝は、矢島口・百宅口・猿倉口の3登拝路をもって逆峰修行を行っている。逆峰とは北鹿の矢島修験側から鳥海山に登って修行することを意味する。他方、南麓の山形県遊佐町の蕨岡修験側から登ることを順峰といていた。

本海番楽は、矢島町と鳥海町合わせて20数か所あったとされるが、現在では矢島町2か所、鳥海町13か所が伝承されており、鳥海町の13団体は平成23年に国の重要無形民俗文化財に指定された。

3. 秋田県にかほ市の鳥海山小滝番楽

(1)小滝集落と小滝修験の概要

以下は『象潟町史』によって記す。小滝集落は鳥海山北麓に位置する集落である。古代から神の山として篤く信仰されてきた鳥海山の周辺には、数多くの神社が祀られてきた。その中で、とりわけ重要な存在として注目されるのは、小滝集落に鎮座する金峰神社である。この神社は古くから蔵王権現社と称し、蔵王権現と鳥海大権現を祀ってきた。修験の祖とされる役小角が蔵王権現を感得したという伝承にちなむ木造蔵王権現立像三体が祀られており、平安時代後期作といわれる。また慈覚大師作と伝えられる巨大な木造聖観音立像（像高4.85m）も祀られており、平安時代中期作とされている。これらの仏像年代を考えても、金峰神社が古社として存在してきたことを知ることができる^(注8)。

小滝集落には、この金峰神社に奉仕する祭祀組織があり、その組織は中世から活躍した修験者からなるもので、小滝修験と称されるものであった。近世の実態を表すものとして、同じく『象潟町史』には「慶長17年（1612）の記録によれば小滝村35軒中に修験衆徒が5軒もあった」とある。また宝暦12年（1762）に書かれた『出羽国風土略記』には、「一、蔵王権現（祭神少彦名命）小滝村に有、三月十八日祭礼田楽等有、衆徒有院堂を龍山寺と云ふ、夏月鳥海参詣の宿坊也、廻國納経受帳に鳥海山龍山寺と書けり」とある^(注9)。このように江戸時代には龍山寺という修験寺院があり、それを含めて小滝村には修験衆徒が5軒あった。文政2年（1819）の「小滝村絵図」によれば、真言宗当山派の龍山寺を中心にして観行院、喜明院、和光院、清龍院の修験寺院の5軒が確認できる。小滝は鳥海山の登拝口にあたるので修験者のための宿坊が並ぶ宿坊集落でもあった。このため、集落は「坊中村」ともいわれてきた。

小滝修験の中心をなす龍山寺末裔の遠藤貞臣氏の記録「瑠璃の珠くづ」（執筆年月日不詳）では、「吾が小滝村番楽ノ由来ハ古クシテ今其詳ナルコトヲ知り難キモ、古来鳥海山ノ御神事トシテ伝ヘラレタリ、即チ吾小滝村ハ修験ノ村ニシテ、字ヲ坊中村ト云ヘリ、学頭ニシテ鳥海山ノ別当ハ小滝院主龍山寺ナリ、修験等ノ舞ヒテ奉仕シタル舞ナリ」と記されている^(注10)。なお遠藤氏は明治12年生まれであり昭和37年に亡くなっている。

先にあげた『出羽国風土略記』には「祭礼田楽等有」とあるが、「田楽」とは金峰神社祭礼に舞われる「チョウクライロ舞」のことだとされる。龍山寺所蔵の天保9年（1838）の『神事古実記』には、齋衡三年（856）の年に悪鬼・手長足長を退治するため法華八講祭を行ってチョウクライロ舞7番を舞ったことが記されている^(注11)。このような芸能を担う人々とは、小滝修験に関わる人たちであった可能性を考えることができる。

(2)鳥海山小滝番楽の沿革・由来

鳥海山小滝番楽の起源について、明確な史料が残されておらず、詳細は不明である。現存する番楽面の裏に、それまで使用していた面が壊れたのでつくり直したとあり、その時の年号が「万治2年」（1659）と記されている。また17世紀とされる三番叟（鳥海山小滝番楽では演目名「吉田」）の面が伝わる。このことから、江戸時代前期には小滝番楽は存在していたものと考えられる。元来は小滝修験者を中心に番楽が継承されていたのではないかと推察されるが、それを明確に裏付けるものはない。

(3)鳥海山小滝番楽の演目

現在、鳥海山小滝番楽に伝承されているものは、以下の15演目である。

- ①番楽 ②翁 ③吉田 ④松迎え ⑤鎧揃え ⑥大江山 ⑦田村 ⑧品ごき太郎（たろたろ） ⑨三人立ち ⑩熊谷治郎直実 ⑪熊谷・敦盛 ⑫一人餅搗き ⑬四人餅搗き ⑭さつま ⑮空白舞

このほかに、かつて演じられていたものは、以下の12演目である。

- ①若子 ②日山（トンボウ） ③猩々 ④幡揃へ ⑤修験舞 ⑥曾我 ⑦清重 ⑧堀川 ⑨鈴木 ⑩猿番楽 ⑪御神楽 ⑫蕨折り

以上、これまで鳥海山小滝番楽が演じてきた演目は、少なくとも27にのぼる。

(4)楽器

桶胴太鼓（一人）、篠笛（六つ穴）（一人）、手平鉦（じゃが）（一人）の構成である。太鼓のバチは「太ブチ」「細ブチ」の2種がある。「太ブチ」は神事性の強い演目、例えば翁舞、吉田（三番叟）などを演じる際に用いる。一方、「細ブチ」は娯楽性の強い演目、例えば一人餅搗きや四人餅搗きなどを演じる際に用いる。太鼓だけは幕前の舞台に出て演奏し、笛や鉦は幕内で演奏する。（ただし、8月13日盆公演のときは、囃子全員が舞台脇に出て演奏する。）

(5)定期公演

①金峰神社例祭前夜祭

5月最終土曜日の前夜に、神社例祭当番講中の庭にて、夜7時から約1時間半にわたり8演目を披露している。

②盆公演

毎年8月13日に集落内の奈曾会館前広場で、夜7時過ぎから10時半近くまで15の全演目を披露している。30年くらい前までは14日に行っていたが、現在では1日繰り上げて行っている。

③神送り

9月1日に金峰神社の宝物殿前（屋外）にて演目「翁舞」のみを非公開で演じている。

上記①③などから知られるように、小滝番楽は金峰神社の祭礼行事に深くかかわる芸能である。

(6)実行組織

小滝番楽は単独の保存会はなく、「鳥海山小滝舞楽保存会」の中に組み込まれている。小滝舞楽保存会とは、次の5つの芸能・習俗の連合組織である。

- ①御宝頭（十二段の舞）
②チョウクライロ舞
③鳥海山小滝番楽
④雅楽
⑤アマノハギ

以上の①～⑤部門のリーダーとしてそれぞれ5人の部長がおり、それを統括しているのが舞楽保存会会長である。舞楽保存会会長は、現在鳥海山小滝番楽の太鼓演奏者でもある。この5つの組織では役割を重複して担っている人が多い。

鳥海山小滝番楽は、平成元年3月17日に秋田県無形民俗文化財の指定を受け、平成24年3月8日には、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財の指定を受けている。

4. 秋田県にかほ市の横岡番楽

(1)横岡集落の概要

秋田県にかほ市象潟町横岡中屋敷に、「鳥海山日立舞」といわれる芸能が伝承されている。一般に「横岡番楽」とも呼ばれている。横岡は鳥海山麓のなだらかな丘陵地帯にある集落である。戸数は96戸でほとんどが兼業農家であり会社勤めの方が多い。専業農家は5、6軒のみである。

このような集落状況での歴史的文化的特性として、毎年1月15日に行われる「上郷の小正月行事」が注目される。この行事は「サエの神行事」ともいわれており、国の重要無形民俗文化財の指定を受けている。この行事は、1月15日に小屋に祀られたサエの神（塞ノ神）に人々が参拝し悪霊退散などを祈るものであるが、さらにその日の夕方から真夜中まで子どもたちが鳥追い唄を歌いながら集落を巡る「鳥追い」の行事が伴っている。現在では伝承が途絶えた地域も多く全国的にも貴重な民俗習俗といえる^(注12)。

(2)横岡番楽の由来・沿革

横岡番楽の起源は明確な史料を欠き定かではない。『横岡郷土誌』を参照してみると、一説には寛永17年（1640）に讃岐国高松から生駒家が矢島に国替えになった際に横岡村も領土となり、生駒氏を慕って矢島まで来た能楽師たちが芸能を領民に伝えたことに始まるという。一方では次のような伝承も紹介されている。旧鳥海町の百宅集落に住む村上文平なる人物が、横岡領の前倉で箕を作るための木の皮を盗んでいるところを発見され、逃亡したが捕まってしまった。彼は横岡に連れて来られて箕づくり作業をさせられた折に、たまたま口ずさんだ舞の歌を集落の人が耳にするところとなり、乞われるまま伝えたのが武士舞の「しのぶの舞」であるという^(注13)。

これらの話がどの程度の信憑性をもつかはわからないものの、横岡番楽の成り立ちが百宅の番楽を含む本海番楽との繋がりを示唆するものとして受け止めることもできる。横岡番楽は、かつては毎年7月9日に生駒家の祈願所となっていた熊野神社の祭礼で舞われたとも伝えられている。

さらに『横岡郷土誌』には次のようにある。ただし、年代がいつ頃なのか詳細は記されていない^(注14)。

7月9日以外に舞われることについては、横岡村には名主・組頭・五人組・年番・伍長を以って組織されたものがあり、この人達が上作と見込んだ時に村の若者15才より嫁をもらうまでの若者達が願出、6月朔日神下し、7月9日寺路、7月13日三太郎、7月14日清五郎、7月15日治郎作と各家の前で夜に舞い更けるを知らずに舞い続けたものである。又神送りとして8月朔日これも又稽古の宿の前で舞い、当番、寺地、殿村、村上1家1軒持、中屋敷下村より各夜1晩に付き12軒より白米5合酒、酒材料、ろうそく1本を奉納させ、それをその日舞わぬ若者達に集めさせるのである。

以上、上記日付はいずれも旧暦で記しているが、現在の新暦の番楽日程と一致している。内容から大変活発に番楽が行われていたことが伝わってくる。

現在の横岡番楽保存会は昭和34年4月1日に発足した。正式発足以前の取り組みと

しては、昭和22年4月1日に番楽の道具類の修復をはかり、さらに戦時中に途絶えていた（4年間ともいう）舞いの復活に取り組んでいる。この年の8月13日に横岡番楽は本格的に再開している。

昭和39年11月17日秋田県無形民俗文化財の指定を受け、平成24年3月8日には、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として指定を受けている。

(3)演目

現在行われているものは、以下のとおり18演目である。

①番楽 ②翁 ③吉田 ④熊谷 ⑤屋島路 ⑥猿番楽 ⑦たろたろ ⑧三人立ち ⑨やさぎ獅子 ⑩堀川 ⑪景清 ⑫重蔵 ⑬ゆらゆら ⑭田村 ⑮一人餅つき ⑯団七 ⑰さつま ⑱空白舞

以上の18演目であるが、すべての演目に歌がある。現在演じられていないものは、①神舞②鳥舞③姥舞④蕨折りの女郎⑤屋島の5演目であるが、歌詞は残されている。唄い手は現在3人である。

(4)楽器

桶胴太鼓（1人）、篠笛（6つ穴）（1人）、手平鉦（じゃが）（1人）、太鼓は幕の内側から「調子がわり」のかけ声（合図）で細いバチ（三拍子）と太いバチ（五拍子）に持ちかえる。太鼓1個（1人）のみ幕前にて演奏している。鉦（1人）、笛（1人）は幕内にて演奏。しかし笛は時おり幕外に出てきて演奏する場面がある。

(5)定期公演

横岡番楽の現在の定期公演は毎年8月13日と15日であるが、かつては8月14日も上演していた。これは前述のとおり、「七月十三日三太郎、七月十四日清五郎、七月十五日治郎作と各家の前で夜に舞い更けるを知らずに舞い続けたものである」という日程と相応している。しかし、のちに14日は青年会の若者がこの日は盆踊りをやりたいと希望したこともあって、13・15日の両日に行ってきた経緯がある。以前は3日間を「本舞」としていた時期があったが、現在の本舞は13日、15日に縮小している。

本舞は、かつては身支度や練習をする獅子舞宿から「小路渡り」の神歌と拍子で行列をなして会場となる農家へと向かい、到着すると「振り込み」の神歌が行われ、庭先ではゴザを敷いて演じた。舞いを始めるにあたっては、神前に面を安置してお神酒、洗米、塩などを供え、全員で参拝してから演じた。最後にはまた面を安置しお膳を供えてお祝いをして終了となった。このことは集落4か所の農家の庭先で行っていたものである。これは本舞に限ったことではなかったようである。

現在の定期公演は横岡自治会館前の広場で行っている。降雨が予想される場合は最初から会館に隣接する米倉庫の中で行う。8月13日は当集落では墓参りの日であるが、毎年会場は帰省客・親子連れで満員となる。翌々日15日も同じ状況である。保存会長によれば両日も約7割が同じ集落の人々であるという。

(6)年間行事

毎年7月1日に「神下ろし」を行って番楽の「幕開き」としている。その日は20時以降横岡会館に集合して、祭壇に使用するすべての番楽面（9面）を並べて全員で参拝し、上演の成功を祈願する。それが終わってから横岡番楽保存会の総会を行って当年度の諸々の取り組みの確認や承認を行う。この日は現在特に番楽は舞わないが、かつては神前で儀式的に舞っていたという。8月7日は不幸があった家々を供養して回り、その際は全演目を披露した。これは前述した「7月9日寺路」で舞っていたこと

と相応するのではないかと思われる。

次の日程としては、先に記した8月13日・15日の本舞があり、それが終われば、毎年9月1日に「神送り」を行い幕納めとしている。この日は、現在は19時30分以降に横岡会館にて原則18全演目を演じる。神送りの舞を終えてからの上演は原則行わないルールであることに、今も変わりはない。

5. 山形県遊佐町の杉沢比山

(1) 杉沢集落と蕨岡修験の概要

遊佐町大字杉沢は、蕨岡上寺の北東にあたり月光川上流の左岸に位置する。山間集落であり西方には水田が広がり、東南部方面は鳥海山麓の山林地帯で水田や畑地が散在している。農業が中心であるが、かつては炭焼きや乳牛飼育なども行われてきた。大正年間までの戸数は50戸弱であったが、昭和に入ってから開拓が進んで棲坂や開畑の集落が新たに形成され、戸数が増加してきた経過がある。現在は約130戸ほどである。縄文・弥生時代の集落跡があり、そこは中世の修験の行場でもあった杉沢遺跡がある^(注15)。

中世に修験者たちは鳥海山南麓周辺に定着して修験集落を形成した。吹浦と蕨岡はその代表的なものであったが、近世以降これらは鳥海山参詣の登拝口としての機能をもった。近世の吹浦字布倉は学頭神宮寺を中心に25坊・3社家・巫女1家（「吹浦30坊」と総称）が存在し宗教集落を形成した^(注16)。

一方、蕨岡上寺村（明暦2年に蕨岡村から分村）には学頭龍頭寺を中心とする33坊が存在し宗教集落を形成した。鳥海修験として最も勢力があったのは蕨岡のほうであり、「上寺修験」ともいった。神仏分離により、明治以降に大物忌神社は、吹浦は吹浦口之宮、蕨岡は蕨岡口之宮と称し、それぞれ山上にある鳥海山大物忌神社本社の上宮の機能をはたしてきた^(注17)。

杉沢字宮ノ後には鎮守熊野神社がある。熊野神社の創建は、社伝では平安時代初期の承和元年（834）とされ、出雲国熊野神社から勧請したという。『出羽国風土略記』には、熊野神社とそこに仕えていた2つの坊について次のように記している^(注18)。

鹿野沢組の杉沢村にあり、社領三十二石八斗六升四合、地方杉沢村高別坊収納蕨岡黒印高の内にして、別当坊も三十三坊の内也、又宝善院という者八石五斗二升を領す、是又蕨岡高の内也、共に三宝院御門主の末流にして観音寺支配の衆徒也

以上のことから、杉沢には上記蕨岡33坊の中の「別当坊」と「宝善坊（宝前坊）」の2坊が熊野神社に奉勤しており、いずれも蕨岡修験の学頭龍頭寺（上記文では「観音寺」とある）の支配下の一山組織内にあったことがわかる。石高は別当坊32石8斗6升4合であり、宝善（前）坊は8石5斗2升と記している。同じく熊野神社について、『飽海郡誌』には次のようである^(注19)。

字宮後ニアリ、伊弉諾伊弉冊ノ二神ヲ祭ル、創始詳カナラズ、本ト鳥海山ニ之

王子ト称シ、同順峰衆徒入峰ノ二之宿タリ、明治八年村社ニ列セラル、旧社僧別当坊、宝前坊ノ二口アリ、共ニ鳥海山順峰衆徒ナレドモ、主トシテ当社ニ勤仕シ、且鳥海山神領ノ内杉沢分高四拾壺石三斗八升四合ハ此二口ニ配当シタリキ

以上のことから、熊野神社は「鳥海山二之王子」と称されており、鳥海山の修験者が表口から入峰修行する際の「二之宿」の役務（宿役）を負っていたことを知る。ちなみに、蕨岡の拠点「大堂」は「鳥海山一之王子」を祀るとされ、入峰修行では「一之宿」の役務を担った。

『飽海郡誌』では杉沢2坊の石高の総計は41石3斗8升4合とあり、上記『出羽国風土略記』の2坊の石高総計と合致する。しかし、『遊佐町史』の寛延元年（1748）記録においては、「別当坊三二石八斗六升」「宝前坊五石八斗二升」とある。宝前坊の石高が減少しているため総計が一致しない。これは時代的な差異であろうと思われる。

寛延元年（1748）の水帳では、蕨岡修験33坊の合計188石のうち別当坊は32石余である。それは坊中では最大の収入高であり、修験衆徒内での経済力の大きさが窺える。地元の伝承では、杉沢では明治の頃までは別当坊と宝善（前）坊が権勢をふるったと伝えられているが、特に別当坊は峯中修行の最高の先達を勤めていることから、修験者として重きがおかれて杉沢比山の番楽の有力な庇護者だったという説がある^{（注20）}。熊野神社は鳥海山登山道杉沢口の一合目にあたり、登山道の駒止の上に「によにん堂」があり、女人禁制時代に女性はこの場から鳥海山を拝んだという^{（注21）}。

(2)杉沢比山の由来・沿革

杉沢比山と称される番楽は、集落の鎮守熊野神社に奉納される神事芸能である。この芸能の起源・由来を知る資料は、安政年間に杉沢でおこった火災で一切失われており、詳細は不明である。ただし、白式尉面の番楽面と翁面が17世紀とされているということで、これが事実であれば、杉沢比山は江戸時代初期にはすでに演じられていたことになる。先にもみたように、杉沢に住んでいた蕨岡修験別当坊の坊中内における財力の大きさを考えれば、杉沢比山の番楽芸能はこのような修験衆徒の経済力に支えられて存続できたものだろうと考えられる。むろん、宝善(前)坊の力もそこに加わっていただろう。

『山伏神楽・番楽』「付録」の「下 番楽 一八、杉沢・女鹿のひやま」の項に、「三番叟と酒呑童子の詞章が擧げてあって、その備考に、次の様に誌されている」とあり、次に以下のようなことが掲載されている^{（注22）}。

檜山は本郡吹浦村大字女鹿及び蕨岡大字杉澤に行わるる舞曲にして頗る古風を存し、鎌倉の田楽、室町の申楽の垂流にして、能狂言の一種に属すべきものなり。思ふに、當地方人民の何れかより往来の際之を伝へたるものなるべし。

上記の文は、昭和5年に本田安次が小寺融吉とともに女鹿と杉沢の2つの「ひやま」の番楽を見学したことをもとに記したものである。当時女鹿は「日山番楽」と書いていたとあり、毎年は演じられてはいないとある。また女鹿の南方の大字瀧の浦でもかつては行われていたが、今は途絶えたとも記している。

ここから、「ひやま」と称する番楽は、女鹿・瀧の浦・杉沢の飽海郡の近隣3地域で行われていたことがわかる。女鹿と杉沢の「ひやま」は、すこぶる古風を残して鎌

倉の田楽や室町の猿楽の流れをくんだ能・狂言の一種とみられていたようである。

杉沢比山について、『山形県文化財調査報告書』は「はじめはやはり修験の徒によって行われていたものが、修験道の衰微とともに、何時しか村人の手に受けつがれたものようである」と記している^(注23)。しかし、今のところとそれを明確に裏付けるものはなく、蕨岡上寺の修験衆徒が杉沢比山に関与した記録も見出せない。

杉沢比山以外の修験芸能として、蕨岡修験者たちは獅子舞（御頭舞）を演じ、さらに修験衆徒たちは修行の成果として祭礼においては延年舞を奉じていた^(注24)。一方、吹浦修験者たちも、正月に飽海郡や由利郡の広域にわたり獅子舞（御頭舞）を巡行させ、修験衆徒たちは修行の成果として、月山神・大物忌神を祀る両所宮などの祭礼においては、田楽舞（花笠舞）、諾冊二神の舞、大小の舞などの芸能を奉じていた^(注25)。吹浦修験の衆徒25坊は田楽法師であり、16歳より33歳まで舞役を勤めるとされ、「神楽方」として4家は「笛吹」「太鼓」「舞方」「巫女」の役割を担うことになっていた^(注26)。

この2つの修験集落の祭礼で舞われた芸能は、いずれも中世に起源をもつ古いものである。このような同じ修験による芸能事例を包括的に考えれば、杉沢比山の番楽そのものの発祥も中世まで遡ることは十分ありえると考えられる。

なお、杉沢比山は、昭和53年に国の重要無形民俗文化財の指定を受けている。

(3)杉沢比山のもつ演目

現在行われている14演目名を以下にあげる。

- ①番楽 ②みかぐら ③翁 ④三番叟 ⑤景政 ⑥蕨折り ⑦曾我 ⑧鳥舞 ⑨景清
⑩橋引 ⑪大江山 ⑫信夫（しのぶ） ⑬高時 ⑭狸々

以下は、かつて行われていて現在中断（または廃絶）している演目である^(注27)。

- ①赤舞（赤間）②四人舞 ③関破 ④梶原 ⑤かねふさ ⑥松迎え ⑦田村 ⑧堀川
⑨三井寺 ⑩しんた

以上、わかるものだけでも24演目あったことになる。

(4)楽器

太鼓大（締太鼓）・太鼓小、笛、銅拍子（鉦）

杉沢比山では、上記大小2つの太鼓を使い分けながら演じる点が、他の番楽にはほとんどみられない特徴であることに注目したい。

(5)定期公演

年間で定められた公演は、8月6日「仕組」、8月15日「本舞」、8月20日「神送り」の3回である。杉沢比山を担う集団を「比山連中」と呼んでいるが、毎年7月1日の練習初日、この日に比山連中が集まることを「かたまり」と呼んでいる。この日から練習が開始されるが、「比山舞は、ヘソの穴から比山を見てきた者でないと覚えられない」という、舞いを身につけることの難しさを例えた言葉が伝えられている。毎夜の練習は、熊野神社の近くの杉沢比山伝承館で行っている。

「本舞」が行われる8月15日は、午後6時から熊野神社拝殿で神事が行われ、参拝やら神官によるお祓いなどがある。その後に杉沢の人々でつくる「御頭連中」による獅子舞（御頭舞）が奉納される。二頭の獅子が太鼓・鉦・笛の楽曲に合わせて、同時に拝殿と特設舞台で舞う。しかし、これはそれほど古くから行われていたものではないことはのちに記す。

獅子舞（御頭舞）が終了して午後7時頃になると、舞台の幕内から「かけ謡」が歌

われて、杉沢比山の演技開始となる。現在は12演目を舞うが、すべて終えるには約4時間かかり、終了時刻は午後11時頃となる。観客数は、3日間の中では「本舞」が一番多く、熊野神社の敷地内はほぼ見物客で埋めつくされる。

(6) 実行組織

杉沢比山の演じ手・囃し手の集団は「比山連中」と称し、杉沢地区の約20名の有志からなる。さらに、その実演を支えるのは「杉沢比山実行委員会」であり、杉沢集落の4区（北部・南部・榎坂・開畑）の区長など約30名によって構成される。一方、杉沢地区の約130戸すべてが加入して組織される「杉沢比山保存会」もあり、遊佐町町長が保存会会長を務めている。杉沢比山の主たる財源は、保存会の一戸あたり2,000円の会費や遊佐町の助成金、町内外の協賛金などである。

6. 考察

(1) 演目比較にみる相違点

① 演目一覧

番楽3団体演目比較

※()は廃絶、番号○印は共通演目

		①	②	③	4	5	6	⑦	8	9	10
(北麓) 秋田県	鳥海山小滝番楽	番楽	翁	吉田	松迎え	鎧揃え	大江山	田村	品ごき太郎	三人立ち	熊谷次郎直美
	横岡番楽	番楽	翁	吉田	屋島路	景清	やさぎ獅子	田村	たるたる	三人立ち	重蔵
(南麓) 山形県	杉沢比山	番楽	翁	三番叟	(松迎え)	景清	大江山	(田村)	景政	橋引	しのぶ信夫
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
(北麓) 秋田県	鳥海山小滝番楽	熊谷・敦盛	一人餅搦き	四人餅搦き	さつま	空白舞	(若子)	(狸々)	(日山・トンボウ)	(幡揃え)	(修験舞)
	横岡番楽	熊谷	一人餅搦き	ゆらゆら	さつま	空白舞	団七	(神舞)	(鳥舞)	(姥舞)	(屋島)
(南麓) 山形県	杉沢比山	高時		(四人舞)			(赤舞)	狸々	鳥舞	(関破)	(梶原)
		21	22	⑳	24	25	26	㉑	合計		
(北麓) 秋田県	鳥海山小滝番楽	(曾我)	(清重)	(堀川)	(鈴木)	(猿番楽)	(御神楽)	(蕨折り)	現行15・廃絶12		
	横岡番楽			堀川		猿番楽		(蕨折りの女郎)	" 18・" 5		
(南麓) 山形県	杉沢比山	曾我	(かねふさ)	(堀川)	(三井寺)	(しんた)	みかぐら	蕨折り	" 14・" 10		

この一覧からわかるのは、現行と廃絶を問わず3団体で共有するのは、1. 番楽 2. 翁 3. 吉田 (三番叟) 4. 田村 5. 堀川 6. 蕨折りの6演目である。全演目数からみて、類似性・近似性が指摘されているわりには少ないといえる。また、秋田側2団体

のどちらかと杉沢比山が共有する演目を拾うと、1.松迎え 2.景清 3.大江山 4.狸々 5.鳥舞 6.曾我 7.御神楽(みかぐら)である。

まったく共有がなく単独で所有する演目としては、1.鎧揃え 2.若子 3.日山(トンボウ) 4.幡揃え 5.修験舞 6.清重 7.鈴木(以上鳥海山小滝番楽)、8.屋島路 9.やさぎ獅子 10.重蔵 11.ゆらゆら 12.団七 13.神舞 14.姥舞 15.屋島(以上横岡番楽) 16.景政 17.橋引 18.信夫(しのぶ) 19.高時 20.四人舞 21.赤舞(赤間) 22.関破 23.梶原 24.かねふさ 25.三井寺 26.しんた(以上杉沢比山)。以上26の多数にのぼる。

上記のような演目の現状・実態からは、3団体が類似性・近似性をもつとは必ずしもいえず、むしろ26もの異なる演目が目立つのである。ここに3団体の関係性・相互影響について、あらためて検討してみる必要性が生まれている。

②演目名の相違

ここでは、「三番叟」という演目名について検討してみる。鳥海山小滝番楽と横岡番楽は三番叟を「吉田」と称しているが、杉沢比山は「三番叟」を名乗っている。何故違いがあるのか。ちなみに、小滝・横岡の近隣にあって、現在は中断している水岡番楽も「よしだ」である。そこで、演目名の違いについて台本ともいえる言立本の「かけ謡」と「台詞」の一部を参考にしてみよう。

ア. 鳥海山小滝番楽の「吉田」

[かけ謡]

吉田殿は さくらはな見におつもりて また来る春の黒染にさくす見初に桜や

[台詞]

おーさいや おーさいや 祈禱舞いて候 祈禱舞いてのご利生には目出度い事を申そうや(以下略)

イ. 横岡番楽の「吉田」

[かけ謡]

はあ 吉田のんのと つるとかんめとかんまくれいて さいさい心でまかしたりよへささ おささ (以下繰り返し)

[台詞]

おうさいやおうさいや きとうまいて候 いやいやきとうまいてのこりしよにはきとうまいてのこりしようには 久しい事を申そうや(以下略)

ウ. 杉沢比山の「三番叟」

[かけ謡]

吉田殿の 鶴と亀とたま拾ふたさうや 心を任せたり

[台詞]

とうざい とうざい このところのよろこびの ふみあいにおうきこうおうさいこう きっと参りて候(以下略)

〈参考1. 女鹿比山の場合〉

杉沢比山と同じ遊佐町に伝承されてきた女鹿比山(中断中)は、演目名は「三番叟」であるが、次の謡、台詞がある。

[かけ謡]

吉田野の桜も我を思いなば 又来る春は黒染に咲け

[台詞]

おうさいやこうさいや こうつとまいて候 つとまいてのご馳走に嬉しい事を申
そうや 目出度言を申そうや（以下略）

〈参考2. 伊勢居地番楽（にかほ市）の場合〉

三番叟は「吉奈戸（よしなど）」という演目名になっている。歌は「よしなどや よ
しなどや 鶴と亀とかんまくれば 才才祭こそ目出度さよ アエサアサ」である。
「吉田」が「よしなど」に変化していったのか。

さて、『山伏神楽・番楽』では宮城県の黒森神楽「三番叟」の説明にあたり、次のように記していることが目につく^(注28)。

三番叟の顔の黒いのは、岩戸の御光が指した故と小槌では言っている。又三番叟の面の切れている理由を、黒森では斯う説明していた。昔三番が旅に出て、旅先で、所謂一日千両の女房に三度迄対面した。程経て帰郷してみたところ、妻は死し、親族らも離散して、憩ふに家もなかった。そこで再び宛てどもない旅に上り、途中で死ぬ。所が一日千両の女房が後から追ひかけて来て、よしが野といふ所で、三番の亡驅を見出す。そこで女房が持った扇で招けば鳶や鳥の類が方々から集まって来て、一旦啄み去った肉片を持ち寄り屍をうつめる。ところがどうしても顎の肉一片だけが足らず、仕方がないので糸を以て綴じつけた。かくて三番は蘇生り、目出度く女房と対面に及ぶ。然し三番は自が姿を恥じて、はじめは顔をかくして出る。三番叟が最初扇で顔を隠して舞ふのはこの故である。三番叟の舞は、この再び栄えたお祝ひの舞であるといふのである（上坂氏談）。（文中下線は筆者）

上記文中の下線部分「よしが野」に着目したい。「よしが野」とは、この話においては、三番叟の亡骸が見出された場所を指すようであるが、実際の地名であるのか判然としない。しかし、ここで記された「よしが野」は、かけ謡・歌の中において、「吉田野」（女鹿日山）と転化し、さらには「吉田殿」（小滝番楽・杉沢比山）、「吉田の人」（横岡番楽）など人名を思わせるものへと変遷していったことが考えられる。伊勢居地番楽の「吉奈戸（よしなど）」は原初がわからないほど変化している事例だろう。

目を転じて、本海番楽で旧鳥海町の重文指定13団体はどうか。そこでは唯一上百宅番楽に「吉田」がみられる。その他はすべて「三番叟」である。ただ、かけ謡の部分をもてみるに、二階番楽の三番叟では「よしだのに よしだのに どふと落ちハ滝のみつ 日ハてるとも常にとふたり たえずとふたり 鳴るハ滝の水 ヤア鶴と亀との齡にて 祐福心にまかせたり」（文中下線は筆者）とあり、謡と演目名に乖離がみられる。

同じ興屋番楽の三番叟にも「よし田野に よし田野に 鶴と亀ハ玉ふれて さこる松こそ目出度さよ」がみられる。「よしだ」とか「よしだの」と歌われてはいるものの、演目名はあくまでも「三番叟」であるものが多い。この本海番楽の流れをくんでいるのが、山形県最上郡真室川町の釜淵番楽・八敷代番楽・平枝番楽、同じく金山町の稲沢番楽・柳沢番楽である。これらの団体も「三番叟」の演目名で継承してきている（中断中も含む）。

以上が演目名をめぐる番楽団体の実態である。繰り返すが、鳥海山を挟んでほぼ真北にある鳥海山小滝番楽、及び横岡番楽が「吉田」と称するのに対して、杉沢比山は「三番叟」である。先に記したように、これまでは鳥海山小滝番楽と杉沢比山は類似する演目が比較的多くありかつて相互交流があったのでは、と考えられてきた。しかし、三番叟に限らず先の演目一覧でみたように、双方の番楽の現状は必ずしも一致点が多いわけではないことが明確になった。この実態は、三番叟でみる限り杉沢比山が本海番楽との繋がりを感じさせ、鳥海山小滝番楽・横岡番楽など現にかほ市エリアの番楽は、逆に本海番楽との隔たりを感じさせる。

そのほか、演目以外での相違点について、杉沢比山の特徴点を取り上げることで明示してみたい。

- ①杉沢比山では、三番叟の演じ手は代々子ども（少年）によって演じられてきた。鳥海山小滝番楽や横岡番楽では大人の保存会員が演じている。本海番楽でも子どもが演じている事例はほとんどない。ただし、地域の鎮守神を祀る神社祭礼に神事芸能として奉納される能や歌舞伎の三番叟には、少年の舞である事例は全国に数多く見られる。
- ②杉沢比山の三番叟を演じる子どもは素顔の直面であり、出で立ち・装束も他の番楽とはかなり違っている。他団体の多くは、舞の始めから終わりまで黒式尉面を付けている。鳥海山小滝番楽ならびに横岡番楽も黒式尉の面をつけて登場し、衣裳は直垂に袴姿の正装である。
- ③太鼓の使用について、杉沢比山は大小二つの締太鼓を使用しており、音色の使い分けがなされている。鳥海山小滝番楽と横岡番楽のみならず、ほとんどの番楽は1つの大型の締太鼓を使用しているのが現状である。
- ④杉沢比山は、他の番楽に比較して演技、楽曲ともに明らかな違いがあり、演技の振り付けや楽曲を含んだ全体演出には、他にはみられない独特なものがある。このことこそがじつは他番楽との大きな相違点ともいえるが、詳細は別の機会に譲りたい。

以上のような検討および考察の結果、鳥海山北麓の鳥海山小滝番楽横岡番楽と南麓の杉沢比山の番楽には、相違点が少なくないことが明らかとなっている。これまで同根・同系統としてみるあまり類似性・近似性の面が強調され、相違点には詳細な検討の目が向けられてこなかったきらいがある。このことについてあらためて議論する必要が生じている。根底にある本海番楽との同根・同系統の見方にも検討の余地が出てくるかも知れない。

(2)番楽における獅子舞の有無

①修験者と獅子舞の深い関係

ここで獅子舞の有無の観点から検討するにあたり、あらためて東北地方の修験者と獅子舞は密接不離の関係にあったことを再確認しなければならない。そのため、東北地方に残された中世の獅子頭の4例を取りあげて、考察の手がかりとしていきたい。

1つは、山形県鶴岡市青竜寺の六所神社所蔵の獅子頭である。南北朝の正平6年(1351)の銘がある。これは東北地方で屈指の古さをもつ。そのほか永享2年(1430)銘、室町時代中期、桃山時代、江戸時代中期、昭和3年(1928)銘の獅子頭6体が保存されている^(注29)。

2つは、秋田県湯沢市にある旧山田八幡神社所蔵の獅子頭である。南北朝期の永和2年(1376)の銘がみられる^(注30)。

3つは、岩手県宮古市の黒森神社所蔵の獅子頭である。室町中期の文明17年（1485）の銘がある。黒森神社の獅子頭の数の多さは圧巻であり、文明17年から明治27年までの獅子頭が16体も存在する^(注31)。

4つは、岩手県久慈市小久慈町の丹内社所蔵の獅子頭である。文明11年（1479）の銘がある^(注32)。

以上、これらの古い獅子頭の存在は、残された銘からすれば南北朝期に獅子舞はすでに行われていたことを示すものである。この獅子頭は誰の手によって舞われていたのかを検証することが必要である。以下にそれを示す。

1つ目の山形県鶴岡市青竜寺の六所神社の獅子頭についてである。六所神社の近くには、標高458メートルの修験者の信仰をみつめた霊山である金峯山がある。山頂には蔵王権現が祀られ、かつて南頭院・金剛院・空賢院の3別当が山内をはじめ郡内の多くの寺社を管轄する一山組織を形成していた。六所神社はその末社である^(注33)。ここから、中世に金峯山を霊場とした修験者が存在したことが明らかであり、彼等によって獅子舞が舞われたことが考えられるのである。つまり、この地域一帯では、獅子舞が3月1日から3日間、旧藩時代の櫛引通青竜寺組の区域約20数か村の800戸の家々を回っていた^(注34)。今も3月第1日曜日に約60戸の氏子を廻る慣行は継承されている。当地の獅子舞は「金峯山六所神社の獅子舞」と称されている^(注35)。この名称には金峯山の修験者と六所神社の獅子舞の深い歴史的関係が内包されているのではないかと考えられる。

2つ目の秋田県湯沢市の旧山田八幡神社の獅子頭について、山路興造は次のようにいう。「山田の地には元天台宗の安楽寺という寺院があり、鎌倉時代初期の十一面観音像などが残り、この地方の有力武士である小野寺氏によって保護されていたというから、南北朝期において、獅子頭を奉じた修験集団が存在した可能性は十分に考えられるのである」^(注36)。このように秋田南部を支配した小野寺氏の当地へのかかわりから修験者の可能性を述べている。確かに中世の秋田においては小野寺氏の熊野信仰が最も目立つとされ、その影響力の強さが指摘されている^(注37)。熊野信仰とは熊野山系修験者がもたらしたものといえる。このような歴史的背景を踏まえれば、旧山田八幡神社の獅子頭は修験者が奉じた可能性を考えなければならない。

3つ目の岩手県宮古市の黒森神社の獅子頭は、これまで門屋光昭らの調査によって、中世に黒森山を霊場として活動した修験者が用いたものと判断されている^(注38)。また、宮家準も黒森神社の文明17年の獅子頭について「上下の歯が著しく摩耗していて、権現舞にしばしば用いられたと推測される。ちなみに、久慈の丹内社にも文明11年（1479）の獅子頭を伝え、二戸の大宮神社にも明応8年（1499）の獅子頭が認められる。こうしたことから文明年間か、少し前くらいから、この地方で獅子頭を用いて権現舞がはじまったと思えるのである」と述べている^(注39)。

4つ目の久慈市小久慈町の丹内社の獅子頭については、「室町期におけるこの地方の修験山伏の足跡を伝える点で貴重なものである」として、地元では獅子頭が修験者によるものであるという認識を示している^(注40)。

これらの獅子頭は、修験者の手によって芸能として舞われる場合、鳥海山北麓の本海番楽では「八幡様」と呼ばれる場合が少なくない。岩手県・青森県などの太平洋側の山伏神楽では「権現様」といわれている。また、先に述べた修験者はこのような神の化身である獅子頭を奉じ、村々を回って獅子舞を演じて歩いた。この獅子舞に翁や

三番叟など様々な芸能が加えられて成立したのが番楽、あるいは山伏神楽といわれるものである。

以上、東北地方の修験者にとって、中世以来獅子舞は霞・旦那場の信仰圏の維持や拡大にとって欠くべからざる芸能的手段であり、それに伴う番楽や山伏神楽は村人側にとっては宗教的娯楽として受容されてきた。

②番楽とは別に舞う獅子舞

これまでみてきたように、修験者と獅子舞の深い歴史的関係からすれば、秋田・山形両県の番楽では、獅子舞をもつ団体・講中は数多いのは当然であろう。本海番楽においては、獅子舞は「神舞」「祓い獅子」などの名称で、種々の演目に先立って舞われることが多い。山伏神楽では、「権現舞」の名称でほとんど最後に舞われる。このような番楽・山伏神楽の獅子舞は、激しい「齒打ち」を行いながら勇壮に舞う。獅子舞は番楽の中心的位置を占めており、欠かせない要素となっていることが多い。

そのなかで、鳥海山小滝番楽は演目の中では獅子舞を演じないことに留意する必要がある。しかし集落に目を転じてみると、そこには御宝頭の舞・十二段の舞といわれる獅子舞が歴史的に存在する。先にも記したが、龍山寺の末裔で前金峰神社宮司の遠藤蔵之助氏が所蔵する嘉永7年(1854)の文書には『獅子舞』(表紙題名)と書かれていたという。よって、鳥海山小滝番楽は以前から「獅子舞」と称されており、番楽の中で獅子舞は演じられていたであろうとみられている。しかし、「御宝頭の舞によって、小滝番楽に本来あった獅子舞が御宝頭の舞という獅子神楽に次第に吸収されていったのではないか」^(注41)との見方がはたして妥当かどうか。これらのことを再検証する必要がある。もしかしたら獅子舞は番楽の構成要素として当初からなかったのではないか、という仮定も必要であろう。

現在、保存会が所有する言立本『昭和拾六年八月 鳥海山小瀧番楽舞 篠原作左エ門特用』があり、そこには「神舞(じんまい)」の演目が記されていない。神舞は獅子頭および獅子舞があればこそ成り立つ演目である。他方、にかほ市内で近隣の冬師番楽・釜ヶ台番楽・伊勢居地番楽・横岡番楽(鳥海山日立舞)・水岡番楽(中断中)の言立本には「神舞」は記されている。その中で鳥海山小滝番楽のみ記されていないのはなぜか、大変不思議に感じられる。鳥海山小滝番楽では当初から獅子舞は演じられなかったのでは、と考えるゆえんである。

ただし、由利本荘市鳥海町の本海番楽の各団体のように、言立本に「神舞」が明記されなくとも実際は各演目に先立ってそれを演じている事例はある。神舞が記されていないから獅子舞は舞われていなかったとは必ずしも断定できないことも心得ておかねばならない。

小滝修験集落の御宝頭の舞・十二段の舞は固有な信仰芸能として土着していたことを考え合わせれば、言立本の嘉永7年『獅子舞』は、番楽獅子舞の有無にかかわらず、番楽そのものを獅子舞と総称していた可能性を示唆しているとも受け取れる。当地のみならず、かつては「獅子舞」の呼称が一般的であり、「番楽」の呼称が定着したのは比較的新しいことは周知の事実である。

杉沢比山でも番楽において獅子舞は演じられない。しかし、獅子舞自体は杉沢集落には存在し、それは御頭舞とか十二段の舞といわれるものである。先に述べたように、この獅子舞は近年8月15日の本舞で拝殿での神事において舞われるが、番楽からはいわば独立して存在してきた。

このように、鳥海山小滝番楽と杉沢比山の共通点として、番楽においては獅子舞が演じられないということである。歴史背景として小滝と杉沢はかつての修験集落であり、修験者が集住して活動していたこと、そこで御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞の獅子舞が身近に存在していたことである。

中断中の遊佐町の女鹿日山でも獅子舞が演じられなかったことにも留意する必要がある^(注42)。女鹿も同じ鳥海山信仰に基づく吹浦修験が活動・展開しており御頭舞・十二段の舞が巡っていた。このようにみえてみると、御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞の獅子舞をもつ修験集落の番楽では獅子舞が舞われなかったことが考えられるのである。

先にあげたにかほ市の横岡番楽（鳥海山日立舞）では、現在は獅子舞は演じられない。近くの冬師番楽から獅子舞を習って実演していた時期もあった。しかし、言立本には「神舞」という演目がある。つまり横岡番楽には本来獅子舞はあったことが考えられる。現地での聞き取りでは、かつては「横岡獅子舞」と称したといい、その担い手は「獅子舞連中」だったという。その年の番楽の根拠地とでもいうべき「獅子宿」も置かれていた。

横岡集落は、小滝集落に近い鳥海山北麓に位置するが、いわゆる修験集落ではない。横岡の獅子舞の存在は、杉沢や小滝とは逆の事例である。繰り返しになるが、鳥海山小滝番楽と杉沢比山には、本海番楽にみられるような獅子舞が演じられない。双方の言立本にもその存在を窺うことはできない。この問題について、以下にさらに検討を進めていきたい。

③御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞

これまで述べてきた御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞の獅子舞について、各集落における状況を詳細にみてみよう。

鳥海山小滝集落において、御宝頭の舞は毎年1月2日の小滝集落巡幸、1月7日の金峰神社七日堂、5月最終土曜日のチョウクライロ舞の前に行われる金峰神社例祭、12月20日前後の日曜日の当番渡しの際に奉納されている。すでに本稿では、御宝頭の舞はチョウクライロ舞7番の前に必ず舞われていることを述べた。この獅子舞について、前掲の『出羽国風土略記』に「蔵王権現に獅子頭有、古来より正月中仁賀保中巡行」とあり、古来正月に仁賀保の各戸を巡行して舞ったことがわかる。

なお、昭和初期に至っても新暦1月6日から21日は仁賀保町、金浦町、また旧暦正月2日から13日までは象潟町のほぼ全域を巡行していたという^(注43)。

杉沢比山では、「本舞」が行われる8月15日、午後6時から熊野神社拜殿で神事が行われるが、近年はその後に杉沢の人々で構成する「御頭連中」による獅子舞（御頭舞）が奉納される。2頭の獅子が太鼓・鉦・笛の楽曲に合わせて、同時に拜殿と特設舞台で舞う^(注44)。

しかし、この獅子舞は悪魔払いなどを目的に元日に集落を練り歩き家々を訪問したり、5月1日の熊野神社例大祭などで舞われるもので、杉沢比山の演目の中で舞われることはない。この獅子舞は、古くは熊野神社に奉仕する蕨岡修験で杉沢在住の別当院や宝善（前）院によって奉じられていたことが考えられる。

山形県庄内地方の御頭舞・十二段の舞で知られているものに、吹浦の大物忌神社吹浦口之宮の御頭舞がある。獅子舞の頭は「御頭様」と呼ばれ、鳥海山の神の化身（鳥海山大権現の依代）として威光を発揮してきた。例大祭である5月5日の吹浦田楽の

花笠舞が行われる舞台では、この十二段の舞も披露される。また、集落の巡行は、昭和63年頃は正月3日からおよそ40日間かけて、2組に分かれて北は秋田県の象潟から西目まで（現にかほ市）、南は酒田市周辺の集落で家内安全・五穀豊穡を祈願して巡った。これを御頭様の巡行といった。

大物忌神社蕨岡口之宮も十二段の舞をもつ。それは4月23日鳥海講、5月3日例大祭での神宿祭・大御幣送り、11月23日の新穀感謝祭で舞われてきた。また「門かけ」と称して、1月2日と3日に上蕨岡集落の全戸をまわったあと、1月20日まで泊まりがけで酒田まで巡行するなど近隣集落をまわっていた。この巡行範囲は狭いとはいえ、大物忌神社吹浦口之宮とほぼ同じ獅子信仰の姿がみえる。

なお、横岡番楽の場合、集落の鎮守である神明社に祀っている獅子「御頭様」がある。大型の黒色のカシラで頭髪は多くの色紙を垂らしており、遊佐町の大物忌神社吹浦口之宮の獅子と同型等のものようである。正月元旦は神明社の祭典であり、この御頭様が獅子舞を演じながら集落を巡行する。2月の初午の行事でも同じように巡行してきた。かつて8月26日は尼寺（あんじゅさま）にて獅子舞を演じた。参加主体はおばあさんたちで、念仏を唱えて夜11時頃まで行った。以前は夜籠りまで行ったという。横岡の御頭様巡行は、修験集落における衆徒たちが担ったものではなく、社家や村人たちが担ってきたものと考えられる。

さて御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞とはいったいどのような獅子舞なのか。このことについて、特に山形県庄内地方の御頭舞・十二段の舞について、大物忌神社蕨岡口之宮舞師の小松宗光師が説明する12行程（演目）名と、おおよその内容を以下に記す^(注45)。

1. 四方固め 正面に大きく歯食いを3回して、右回りに右後左と四方に歯食いをする。
2. 眠り 神主の手のひらで休む。
3. 流し 左回り2回して、その間神主、家の主人、参列者の頭上でパクパクする（悪魔払い）。
4. 雲隠れ 後獅子の人の肩にお頭をもたせかけて休む。目覚めて口を閉ざしながらぐるりと回る。
5. お札食い 正面で神主からお札を食わせてもらい、ぐるりと回りお札を神主へ返し、正面で大きくお頭を振って2回左回りする。
6. 流し 同 上
7. 眠り 同 上
8. 早流し 半分口をあけながら左回り3回する。
9. 供え物食わせ 初穂やお金を食わせてもらい、首をかしげながらぐるりと回る。
10. 雲隠れ 後獅子の肩で休む。
11. 麻の束食わせ 麻の束を食わえて1回り、左右に振って上に上げて回り、また静かに麻を振ってぱっと落とす。
12. 流し 口をあけパクパクとゆっくり2回まわって終わる。

酒田市檜橋地区の新山神社に伝わる獅子舞も十二段の舞である。この集落は「新山延年」の芸能を伝えることで知られているが、鷹尾修験の一中心をなして栄えた場所

であり、文政11年（1828）の「新光山絵図」には修験9坊があって鳥海山修験に属した。かつて十二段の舞はこの平田郷73か村を巡行していた。それは次の12行程（演目）からなる^{（注46）}。この獅子舞は現在も新山延年の舞と同じ舞台上で演じられている。

1. 四方堅め 五加持ともいうが、北東南西中央と歯食いして回る。
2. 八方堅め 十方加持ともいう。
3. 休み 机上にお頭を安置して休む。
4. 檀加持 歯を鳴らして大きく歯食いして回る。
5. いかり 立って幕を噛み、頭をねじるようにして上に振り上げる。
6. 鬼加持 中央に止まり、前獅子が右足で鬼という字を書く。
7. 糸米加持 赤い長い布と米のおひねりを食わせる。
8. 幕送り幕返し 左右加持とか登竜加持ともいう。
9. 檀加持 同 上
10. 揆遣加持 頭を上下してから、下を這うようにして各々上下に三度うごかす。
11. 休み 神官が立ち扇の上に上げ眠らせる。
12. 普礼 参列者の頭上を噛み、人々を加持する。

以上、「～加持」という密教の呪法を示唆するいくつかの行程（演目）名もみられ、修験の影響を受けた芸能であることを感じさせる。同じ酒田市の亀ヶ崎観音堂祭礼で舞われる亀ヶ崎獅子舞は、新山の獅子舞を習ったものと伝えられ、やはり十二段の舞をもつ。この亀ヶ崎獅子舞は、上下山王社の獅子舞とともに、酒田山王祭で舞われてきたものといわれる。酒田市の山王神社の獅子舞は、江戸時代から酒田山王祭で祭礼神事として舞われてきた。この獅子舞はやはり十二段の舞であり、現在の「酒田まつり」でも舞われている。鶴岡市温海地区の熊野神社にも十二段の舞の獅子舞が伝承されている。

④修験者にとっての獅子舞

庄内地方において御頭舞や十二段の舞といわれる獅子舞は、羽黒系修験ではなく鳥海山系修験の信仰圏域で広く行われてきたとみられる。かつては吹浦や蔵岡などに属する修験者が、この御頭舞・十二段の舞の獅子舞をもって信仰圏である霞・檀那場を祈祷して回っていたことが窺える。明らかに大神楽系の獅子舞とは異なる、修験色の濃い芸能の一つであることがわかる。

先に確認したとおり、この獅子舞をもつ小滝・吹浦・蔵岡の修験集落には、鳥海山小滝番楽・女鹿比山・杉沢比山の番楽があり、ここでは獅子舞は演じられなかった。同じ地域に、規模は異なるものの今も昔も、御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞の獅子舞が、祭礼や行事などの節目節目で伝承されている。

矢島は鳥海山系修験集落であるが、この周辺に御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞の獅子舞は存在しなかった。しかし、そこに広く分布する本海番楽には獅子舞がある。番楽について、かつてはほとんど「獅子舞」といっていた、と古老や関係者は話す。それほど番楽の中で演じられる獅子舞の存在は重きをなす。

番楽以外で演じられる御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞の獅子舞と、番楽の内にあって演じられる獅子舞。この関係をどのように捉えたらよいだろうか。

修験者にとって獅子とは、鳥海山の化身や熊野権現の依代であり、その獅子頭（つ

まり御宝頭や御頭様)をもって信仰圏域の村々を巡行し、鎮守の祭礼神事などでは獅子舞を演じることが重要な職務の一つであった。その獅子舞に猿楽能である翁舞や三番叟を加え、さらに種々の芸能が伴って成立したのが現在の番楽芸能である。したがって、修験者にとっては神が垂迹する獅子頭、それをもって演じる獅子舞が重要なのであって、小滝や杉沢のような修験集落において獅子舞が番楽以外で演じられれば、番楽において演じられなくとも、支障はなかったのではないだろうか。

依代である獅子頭に神を降臨させ、それを持って舞いながら巡行することによって霞場を保持し、そこに住む人々の安寧をはかることができれば、目的は果たせたのかも知れない。こうして獅子舞を演じない鳥海山小滝番楽や杉沢比山(さらに女鹿日山)と、獅子舞を必ずや演じる本海番楽(岩手県の山伏神楽も同じである)の2つの異なる形態が生じたのではなかろうか。獅子舞を演じない番楽では、いわゆる「神歌」等を唄ってあらためて舞台に神を垂迹させ演舞を繰り広げるものと考えられる。

7. まとめ

(1)演目比較にみる相違点

現行と廃絶を問わず、鳥海山小滝番楽・横岡番楽と杉沢比山で共有する演目は6演目だけである。また、秋田側2団体のどちらかと杉沢比山が共有するのは7演目であった。逆に、まったく共有がなく単独で所有する演目は26の多数にのぼる。このような演目の現状・実態からは、この3団体が類似性・近似性をもつとは必ずしもいえず、26もの異なる演目があるゆえに、むしろ違いが目立つといえる。ここに3団体の関係をあらためて検討してみる必要性が生まれている。

演目名についてもそうである。同じ演技をさす名称であるが、「吉田」と名付ける鳥海山小滝番楽や横岡番楽(鳥海山日立舞)に対して、杉沢比山は「三番叟」と名付ける。これは類似性と逆であり、この違いは何であろうか。とりわけ鳥海山小滝番楽と杉沢比山は、類似する演目が比較的多くあり、同根・同系統の番楽という見方のもとで、類似性や一体性が強調されてきた。しかし、本稿で相違点が少なくないことが明らかにされたことを踏まえて、その根底にある同根・同系統の問題も含めて、今後議論を深めていく必要がある。

(2)番楽における獅子舞の有無

修験者にとって獅子舞は宗教手段として必須のものであった。修験者は、神の依代・鳥海大権現や熊野大権現の化身である獅子頭をもって信仰圏域の村々を巡行し、鎮守の祭礼神事などでは獅子舞を演じることが重要な職務の一つであったと考えられる。

鳥海山小滝番楽は獅子舞を演じない。杉沢比山も同じく獅子舞を演じない。小滝や杉沢は、かつて修験者が集住する宗教集落であったこと、御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞という獅子舞が正月を中心に集落を広範囲に巡幸していたことなどが共通している。中断中の遊佐町の女鹿日山でも獅子舞が演じられなかった。女鹿も同じ鳥海山信仰に基づく吹浦修験が活動・展開し、御頭舞・十二段の舞の獅子舞が巡っていた。

ところが、鳥海山北麓の矢島修験をもととする本海番楽では、獅子舞は無くてはならない存在であった。各集落に御宝頭の舞・御頭舞・十二段の獅子舞は存在しない。

同じ鳥海山麓に伝承される番楽であっても、そこが鳥海山小滝番楽や杉沢比山とは大いに異なる点である。

修験者にとっては神が垂迹する獅子頭、それをもって演じる獅子舞が重要なのであって、小滝や杉沢のような修験集落においてそれが番楽の外で演じられれば、番楽の内において演じなくとも支障はなかったのではないか、という見方を提起した。

おわりに

本稿では、鳥海山麓に伝承される修験系神楽（番楽）のなかで、類似性の強いとされる3団体のみを考察の対象とした。そのなかで、あえて考察の観点としなかったものに、番楽は誰の手によって継承されてきたのか、という担い手の問題があった。これまでは、おおよそ担い手は修験者であろうとされてきた。しかし、御宝頭の舞・御頭舞・十二段の舞の獅子舞は修験者が担ったが、番楽は村人が中心となって担ったのではなかったかという見解も生まれている。このような、修験集落におけるいわば役割分担があったとすれば、本稿で取りあげた「獅子舞の有無」の議論にもそれは大いに関わってくるだろうと思われる。今後はそのような担い手の観点も含めながら番楽の考察を行っていかねばならないと考えている。

[引用文献]

- 注1. 『雄波郷』第6号 にかほ市教育委員会・にかほ市郷土史研究会 2012年
引用文は「鳥海山北麓の獅子舞番楽－にかほ市の5番楽が国記録選択に－」と題するもの一部である。平成24年3月8日ににかほ市の5番楽が由利本荘市の3番楽とともに「国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されたことを契機として、3年間にわたり調査記録したとする文章である。にかほ市の文化財保護課に在職する方の執筆であり個人名は伏せてあるが、発行をにかほ市教育委員会としているので公的な調査報告書とも受け止められる。当地の鳥海山北麓の獅子舞番楽に対する現状認識を知る手がかりとなる。
- 注2. 「にかほ市の伝承芸能」にかほ市教育委員会文化財保護課 2017年
にかほ市内における国指定重要無形民俗文化財や秋田県指定無形民俗文化財・国記録選択文化財、にかほ市指定無形民俗文化財など、10の民俗芸能保存団体を解説・紹介したいわば広報誌ともいえる。各団体について短文でコンパクトにまとめられているが、にかほ市における公式の見解・解説と捉えることができよう。
- 注3. 『象潟町史』通史編上 象潟町教育委員会 2002年
「第5章 芸能の世界」の「第2項 魔除けと清めの芸能」における文章の一部を引用した。ここではさらに「杉沢比山は南北朝をくだらないだろうと推定されているから、横岡の日立舞もそれに匹敵する舞ともいわれている」として、杉沢と横岡の番楽が深く関わり合っているとの見方も取り上げている。
- 注4. 『象潟の文化』17「鳥海山小滝番楽考」象潟町教育委員会1988年、および『鳥

海山伝承芸能の祭典』「謎の獅子舞『御宝頭の舞い』を探る」秋田県にかほ市
2014年

『象潟の文化』の「鳥海山小滝番楽考」は、抜粋されてあらためて小滝番楽保存会から同論考名で1989年に発行されている。執筆者は齋藤壽胤氏（当時の肩書きは「平田篤胤・佐藤信淵研究所研究員」）である。『鳥海山伝承芸能の祭典』の「謎の獅子舞『御宝頭の舞い』を探る」も齋藤氏の執筆による。筆者は本稿後半の考察(2)「②番楽とは別に舞う獅子舞」において、鳥海山小滝番楽の獅子舞は御宝頭の舞・十二段の舞に吸収され消滅したという齋藤氏の見解が妥当かどうかについて、あらためて検証する必要性を述べている。

注5. 『本海番楽－鳥海山麓に伝わる修験の舞－』秋田県鳥海町教育委員会 2000年

注6. 月光善弘『東北の一山組織の研究』 佼成出版社 1991年

注7. 『鳥海町史』秋田県鳥海町史編纂委員会 1985年

注8. 前掲『象潟町史』

「第6章 鳥海山の信仰と町内の寺社」の「第2節 小滝の金峰神社」では、本稿で記した内容以外にも蔵王権現像と聖観音について詳述されていることを付記しておく。

注9. 進藤重記『出羽国風土略記』卷之八 歴史図書社 1974年

注10. 前掲「鳥海山小滝番楽考」に掲載されている遠藤氏の明治以降の記録である。番楽そのものの由来は不詳ながら、小滝の修験集落の概況と番楽との関連を示唆する貴重な記録と捉えて引用した。

注11. 『延年チョウクライロ舞』秋田県象潟町教育委員会 1983年

チョウクライロ舞は、現在は毎年5月最終土曜日に金峰神社例大祭で同神社境内にある土舞台で奉納されている。この前夜祭（金曜夜）に金峰神社例大祭当番講中の庭（現在はその限りではない）で鳥海山小滝番楽は演じられる。金峰神社・修験・番楽との関連を考察するうえで、このチョウクライロ舞は欠くことのできない芸能要素である。

注12. 『象潟の民俗誌』象潟町地域文化調査会 2004年

注13. 『横岡郷土誌』横岡郷土誌編集委員会 2004年

注14. 同 上

注15. 『遊佐町史』遊佐町 2008年

注16. 前掲 月光善弘『東北の一山組織の研究』

注17. 同 上

注18. 前掲 進藤重記『出羽国風土略記』卷之六（同）

注19. 齋藤美澄『飽海郡誌』 1923年

注20. 『史跡鳥海山－国指定史跡鳥海山文化財調査報告書－』秋田県由利本荘市・秋田県にかほ市・山形県遊佐町 2014年

注21. 『角川日本地名大辞典』<六>山形県 角川書店 1981年

注22. 本田安次『山伏神楽・番楽』井場書店 1971年

注23. 『山形県文化財調査報告書（第一二集）山形県の民俗芸能 第一篇』山形県文化財保護協会 1962年

注24. 五十嵐文蔵『庄内地方の祭と芸能』 阿部久書店 1998年

注25. 同 上

- 注26. 前掲 月光善弘『東北一山組織の研究』
- 注27. 前掲 五十嵐文蔵『庄内地方の祭と芸能』
- 注28. 前掲 本田安次『山伏神楽・番楽』
- 注29. 『山形県の文化財』山形県文化財保護協会 2002年
- 注30. 『獅子頭－東日本を中心に－』町田市立博物館 1996年
- 注31. 『岩手県の獅子頭（権現様）』北上史談 1975年 および『陸中沿岸の廻り神楽』宮古市・譜代村 1999年
- 注32. 『東北の仮面』秋田県立博物館 1981年
- 注33. 『鶴岡の民俗芸能』鶴岡市教育委員会 1999年
庄内民俗学会員梅木壽雄の調査執筆による。
- 注34. 佐藤源治『山形県の獅子舞』獅子玩具館 1972年
- 注35. 『山形県の民俗芸能』山形県教育委員会 1995年
巻末に掲載されている「山形県の民俗芸能一覧〈悉皆調査〉」には、地域ごとに分けて全県の芸能名称・所在地等が記されている。その中の「庄内地域」の鶴岡市の一覧表には、青龍寺地区の獅子舞は「金峰山六所神社の獅子舞」と表記されているのでそれに従った。
- 注36. 山路興造「山伏神楽・番楽の源流」『民俗芸能研究』6 民俗芸能学会 1987年
- 注37. 『秋田県史』第1巻「古代・中世編」秋田県 1977年
- 注38. 門屋光昭「黒森権現と黒森神楽」『岩手県立博物館研究報告』2 1984年
- 注39. 『宮古市史』民俗編 上巻 宮古市教育委員会 1994年
- 注40. 『久慈市史』第1巻通史「自然・原始・古代・中世」久慈市史刊行委員会 1984年
- 注41. 前掲『象潟の文化』「鳥海山小滝番楽考」および『鳥海山伝承芸能の祭典』「謎の獅子舞『御宝頭の舞』を探る」
- 注42. 『日山舞うた』女鹿青年会 1934年、小野寺融吉「ひやま」『民俗芸術』3-11 1930年（国書刊行会 1973年 復刻）による。
- 注43. 『延年チョウクライロ舞』秋田県象潟町教育委員会 1983年
- 注44. 『山形県飽海郡遊佐町杉沢の民俗－平成19年度明治大学居駒ゼミ調査報告書－』明治大学経営学部居駒ゼミナール4年（居駒永幸研究室）2008年発行の中の「V 芸能伝承 第1章杉沢比山の成り立ち 第2節御頭舞」では、「平成に入り杉沢比山現地公演実行委員会が出来たまでは、本舞の祝詞奏上の際に（御頭舞を）舞うという形式は無かったという。杉沢比山保存会顧問の丹野正氏の指導により今の形式になった」とある。このことは留意されるべき部分である。
- 注45. 前掲 五十嵐文蔵『庄内地方の祭と芸能』
- 注46. 同 上